

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての社員が、仕事と子育てを両立させることが出来、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間:2024年12月10日～2028年9月30日まで

目標1：産後パパ育休、男性育休の取得率10%向上(現0%)

《実施時期と取組内容》

- 2024年12月～育児休業取得について法令に基づく情報収集
残業時間徹底管理で時間外労働削減
- 2025年12月～各営業所長等へ制度周知と取得率向上に向けたヒアリング
- 2026年12月～全社員へ育児休業制度についての再周知
- 2027年1月～子どもの出生時、上長からも制度利用を積極的に勧める

目標2：アニバーサリー休暇の導入

《実施時期と取組内容》

- 2024年12月～制度導入までの経費や工数、システム関連の確認等
- 2025年12月～各営業所長等へ制度案周知と導入へ向けたヒアリング
- 2027年8月～規程改定立案と社内承認取得
- 2027年9月～制度の周知と規定改定

以上